

平成29年度光市行政改革市民会議（第2回）【要旨】

開催日時 平成30年3月19日（月）
13時15分～14時45分
開催場所 市役所本庁大会議室5号

1 部長あいさつ

去年の7月に続いての平成29年度2回目の行政改革市民会議になります。その間、11月には、主に新規委員さんを対象とした、任意参加の勉強会を開催して、忌憚のない意見交換なども実施してきました。

最初に、残念なお知らせがあります。平成27年から行政改革市民会議の委員をされていた小松祐一郎委員が、2月に亡くられました。75歳という、まだまだ活躍できる年齢ではありますが、急逝されたという残念なお知らせです。

体育協会からの選出ということで、公共施設の再編等について、利用者側、利益団体を代表して出席していると言いながらも、大所高所から、行革の委員さんらしい意見を頂いたことが、印象に残っています。皆さんにご報告するとともに、謹んでご冥福をお祈りします。

本日は、事前に資料を配付していますが、予算案が現在開会中の議会に提案されています。予算は光市のまちづくりのそのものでもあることから、予算についての説明、特に行革に関してどのような取組みを進めていくのか、ということについても説明します。

もうひとつは、行政改革の側面から公共施設の使用料の受益者負担の考え方を整理しています。どのような考え方にもとづいて受益者負担の考え方を進めていくか、という点について説明しますので、市民に皆様にご負担をお願いしなくてはならないことでもあることから、まさしく市民目線からのご意見を頂きたいと思えます。

2 議題

(1) 平成30年度の予算（案）と行政改革の取組みについて

平成30年度の予算（案）と行政改革の取組みについて、事務局が説明した後、各委員からご意見、ご提言を受けるとともに、意見交換を行いました。

【委員意見及び事務局回答要旨】

委員

「胃がん検診内視鏡検査の実施」についてですが、現在のがん検診の中に、希望者は30年度から内視鏡検査が含まれるということですか。

「生活支援体制整備事業」の第2層協議体の活動の中身について説明してください。

「コミュニティと連携した空き家掘り起こし事業」について、中山間地域のコミュニティ協議会等の役割などについて教えてください。

「学べる伊藤公 学習設備リニューアル事業」の内容について説明してください。

事務局

「胃がん検診内視鏡検査の実施」については、今までバリウムによる検査だけでしたが、内視鏡を選択した場合は、医療機関での個別受診になりますが、内視鏡検査の受診ができるようになります。

一方、これまで節目ということで40歳からだった胃がん検診の対象が、50歳からとなります。これは胃がん検診に関しては40歳から実施するよりも、50歳から重点的に実施した方が、より効果的だという厚労省からの指示によるものです。

次に、「生活支援体制整備事業」です。まさに地域包括ケアにあたるわけですが、施設から地域へという流れの中で、例えば、私たちのコミュニティ協議会は買い物支援に力を入れていく、あるいは別のコミュニティ協議会は見守り活動に力を入れていくなど、それぞれの地域による先駆的な取組みを切り口に、高齢者が地域で生活できるような全般的な支援ができる仕組みを作っていくというものです。

30年度は伊保木、室積、中島田、周防、塩田の5つのコミュニティ協議会で、スタートしていく予定で、それぞれ10万円が予算計上されています。初めての取組みであり、今後、取組みを進めていくことになります。

委員

5つのコミュニティ協議会に限定しているのですか。

事務局

5つの地区に限定しているわけではありません。市内全体で進めていかなくてはいけないことですので、5つの地区を皮切りに、他の地域でも進めていきたいと考えています。また、現在、地区社協が各地域に存在していますが、各地域の地区社協の活動とも重複する部分も出てきますので、整理をしていく必要があるのではないかと考えています。なかなか言葉で説明するのは難しいですが、地域での活動の仕組みづくりのスタートだと考えて欲しいと思います。

「コミュニティと連携した空き家掘り起こし事業」については、現在、光市は空き家バンクという制度を持っています。これは市内全域を対象とした空き家を登録し、空家を売りたい、貸したい、買いたい、借りたい、といった情報交換の窓口となるものです。

一方で、民間の事業者等が手を出しにくい中山間地域（塩田、東荷、周防、伊保木）の空き家については、空家の数は多いですが、賃貸や売買に出すことを躊躇しているケースが多くあると思われます。こうしたことから、賃貸や売買に適した空き家について、地域で所有者に働きかけてもらい、空き家バンクに登録をしてもらおうとする制度で、一件につき地域のコミュニティ協議会に1万円を支援していこうというものです。

「学べる伊藤公 学習設備リニューアル事業」ですが、伊藤公資料館の展示室にモニターがあり、展示している展示品の解説などの映像が流れるものがありますが、実際には展示物とは関係が薄い映像が流れたり、モニターが故障していたりしている現状があります。こうしたことから、映像システムを集約して、別室の大型モニターなどで映像を視聴できるような方法を進めていきたいと考えています。

会長

マイナンバーの申請が低調であると新聞報道などがなされていますが、光市のマイナン

バー普及率はどの程度なのですか。

事務局

光市の普及率は30年1月末の時点で、申請率14.3%です。通知カードという紙ベースのものがお手元に届いていると思いますが、申請をしてマイナンバーカードを取得しないと、マイナンバーカードを利用した証明書の発行、税の申告（電子申請）等について使用することができません。こうしたことから多くの市民の方にマイナンバーカードを申請していただくことが課題です。

市民のみなさんのマイナンバー取得を後押ししようと取り組んでいますので、まだ、取得していない委員の方がいましたら、申請していただきますようお願いいたします。

委員

1点目は、「コミュニティと連携した空き家掘り起こし事業」についてですが、移住者を対象とした事業なのでしょうか。あるいは光市民が、空家でカフェや雑貨店を創業するといったケースを想定しているのでしょうか。また、光市で創業をする際に、市の補助等はあるのでしょうか。

2点目は、現在、中学校の生徒数が減少しており、部活動の運営が困難になりつつあり、やりたい部活が全然ないという話を聞きます。こうしたことから、学校ごとに部活を運営していくのが難しいのであれば、光市全体でスポーツクラブのような形で活動できる場があればよいのではないかと思います。伸び盛りの中学生が、好きなスポーツをできないのは、かわいそうに思いますので、中学校間の連携などを進めて欲しいと思います。

事務局

空き家バンクの制度は、移住・定住政策の一環で実施していますので、市外からの移住者、転入希望者に対して空き家を紹介します。

空き家バンクに登録した物件であっても、市内の方が借りたい場合は、不動産業者を通して賃貸することも可能ですし、カフェや雑貨屋として使用することも可能です。市外の方が借りる場合は空き家バンクを仲介することになりますし、市内の方であれば、物件の所有者の了解を得たうえで、所有者の情報を賃貸希望者に提供して、直接交渉していただくようにしています。

塩田で開業しているの雑炊屋さんには空き家バンクを利用して、山口から来られてお店を開業されています。市内の方なのか、市外の方なのかで空き家バンクを利用できる、できないの違いはありますが、市外の方でも、市内の方でも出来るだけ空き家の利用を後押ししていきたいと思います。

また、創業支援ということでは、商工観光課による創業資金の融資等の支援がありますので、その条件を満たしているならば、こうした制度も利用していただきたいと思います。光市以外の県の制度など、他にも制度がありますので、市役所に問い合わせただけであれば様々な制度を紹介することができると思います。

次に部活動についてですが、生徒数の減少により単独で運営できなくなっており、合同で運営している地域もあります。

小学生はスポーツ少年団の取組みが活発ですが、中学生は各学校の部活動が中心になり、

スポーツ少年団から離れてしまうという現状があります。学校の部活動以外で、スポーツをする場の受け皿を作ることが可能かということについては、少し違う次元の話になってしましますが、学校ごとの部活動が単独で運営できない中で、子どもたちがやりたいスポーツに参加できるように、子供たちの選択肢が広がるような取組みができないか、教育委員会に対しても投げかけてみたいと思います。

委員

「乳幼児・子ども医療費助成事業」についてですが、利用している割合が全体の6割程度であるということを知ったことがあります。現実的に中学生、高校生になれば病院に行くことも少ないのではないかと思います。一方で乳幼児については、病院に行くことが頻繁にあるのではないかと思いますので、所得制限なく全ての乳幼児医療費については無料化するなどの取組みについて考えて欲しいと思います。

おっばい都市宣言を掲げているにもかかわらず、乳幼児の医療について下松市や周南市に劣っているのではないかと思いますので、手厚い支援を検討していただきたいと思いません。

事務局

医療費の助成については、中学3年生まで対象を拡大しましたが、依然として、市町村民税所得割課税額（税額控除前）の合算額が136,700円以下の世帯という所得制限を設けています。年収に換算すると560万円前後になると思いますが、これぐらいの年収以上の方に補助が必要かどうかということは、議論があると思います。

下松市や周南市、あるいは県内他市がどのような補助をしているかということは情報収集していますが、良し悪しは別にして、際限のない都市間競争のような状況になってしまう恐れがあります。

こうした競争には巻き込まれたくないというのが正直なところで、どこに住んでいても、同様の助成がなされるべきであると思います。国や県に要望をしているところですが、国は総医療費を削減しなくていけない、一方で地方は移住定住対策の一環として、他市との差別化を図らなければいけないということで取組みが先鋭化しているという現実があります。

おっばい都市宣言をしている光市として、所得制限をなくして欲しいという要望は、子育て世代の方を中心に、たくさん頂いています。限られた財源の中で、予算をどのように重点配分していくのかという問題になりますが、大きな課題であると認識しており、考えていかなければいけないと感じています。

(2) 公共施設使用料の見直しについて

公共施設使用料の見直しについて、事務局が説明した後、各委員からご意見、ご提言を受けるとともに、意見交換を行いました。

【委員意見及び事務局回答要旨】

会長

これはいつから実施される予定ですか

事務局

最初に、なぜ、今こうした取組みをしなければいけないかということについて説明します。水道や下水道であれば、収支の均衡を図りながら使用料を決定しています。これとは別に、ここでいう使用料は、市民ホールや体育館といった通常の公共施設の使用料をイメージしていただくとわかりやすいと思います。

無料のところもあれば、受益者負担の考え方により利用する人から使用料や入館料を徴収しているケースもあります。こうした使用料をいくりにするかというのは、市役所内でも議論があるところですが、第2次行政改革大綱では財政健全化計画を踏まえて3年に一回見直すとしており、ランニングコストの部分、維持管理経費を利用者に負担してもらうという考えのもと、一律に3年ごとに5%ずつ値上げをしてきました。具体的には、平成22年、25年に5%ずつ値上げを実施してきました。

一度に急激に値上げするわけにもいかず、激変緩和ということもあり、5%という上限を区切って値上げをしてきたわけですが、そこで問題となってくるのが、いつまで3年に一回、5%ずつ値上げしていくのか、ということです。事務的に5%ずつ値上げしていくことに対して、様々な場で市民の方からご意見を頂きました。そうした中で、公共施設の運営経費を一律に利用者に負担させることがよいのか、という議論をして参りました。

一方で、施設を利用しない市民から見れば、施設を利用する人が全て負担するべきだという意見もあると思います。

この点について、第3次行政改革大綱の、「公共施設の運営等の効率化」の中で、受益者負担の適正化の観点から、利用者負担と市民全体の負担（税金）の負担割合を考慮した公共施設の使用料等のあり方を検討してから具体的な改定に取り組む、という方向を示しました。

それに対して、現在の考え方を示したものが、本日お示しした光市公共施設使用料見直し基準（案）です。今後、出来上がった見直し基準に沿って、各所管課が所管する公共施設の使用料を算出していくこととなります。そして、本来あるべき利用料と現在の使用料の差について、これからどのようにして埋めていくかということ、次のステップで考えることとなります。

そのため、この見直し基準を以て、実際の使用料の見直しに踏み切るのは、もう少し先になると思います。

施設を公共として整備したということは、市民全体の財産ということで利用者に負担させるべきものではないという考え方や、ランニングコストの部分だけ利用者に負担してもらうという考え方についても議論があると思います。民間の経済活動を考えた場合、モノの値段にランニングコストだけ反映させるというわけにはいかないからです。

ただ、我々の考えてとしては、建物そのものは、使用するしないに関わらず、市民全員の財産なのだから、使用料の算定には建設コストを反映させないということを基に基準案を作成しました。

こうしたことから、維持管理経費部分だけを利用者に負担してもらうこととし、維持管理経費の部分、施設の持つ公共性、市場性などによって受益者と公費の負担割合を統一的に

決めていこうというのが、今回の考え方です。

実際に施設に係るランニングコストを算出したうえで、どれぐらい利用者に負担をお願いするかといいますと、施設の選択性や市場性などを勘案して、公共で負担すべき使用料以外の部分について、利用者の皆さんに負担をお願いするというものです。その結果、現在の使用料で不足する部分については、使用料を上げなくてはいけなくなるかもしれませんし、また、計算した結果が現在の使用料を下回る場合であれば、使用料を下げる場合もあるかもしれません。こうしたことも含めて、今回、提示した基準に、実際の数字を当てはめてみてチェックし、基準が本当に適切かどうかという点を、確認したいと考えています。

会長

考え方を整理したという点では、前進だと思います。委員の皆さんからも意見を聞いてみたいと思いますがどうですか。

委員

市民ホールや、地域づくり支援センターを利用する際や、農村婦人の家で味噌を作る際など、現在でも使用料を払って使用しています。

事務局

その使用料について、どれぐらいの金額が妥当なのか基準を設けて検討していこうというものです。考え方のスタートは、行政改革の視点から、これまで以上の使用料、歳入を確保できればという考えですが、一方で施設の維持管理費について使用料に転嫁した場合、施設の使用料が1時間あたり1,000円、2,000円になることが適切なかどうか、維持管理経費を見直して、下げる努力をしていかななくてはいけない、ということも考える必要があると思います。

委員

施設そのものは市民共有の財産と考え、使用料については、維持管理にかかる経費部分について、基準に沿って算出された使用料とする、というのは納得できる考え方だと思います。

一方で、受益者は利用者という位置付けで考えると、市外の人が光市の施設を使用する場合についても、市内在住の方が利用する場合と同一の水準で利用できるということになるのでしょうか。

事務局

利用は市内居住者に限るといった制限をしている施設もありますし、市外の利用者については割り増し使用料を設定するといったことも否定していません。そこは区別する必要があると思います。

委員

その点についても、基準の中に記載していく予定なのでしょうか。

受益者の定義が、言葉尻だけをとらえると、市民や住民といった様々な定義がされているようですし、その中でも市内の住民なのか市外の住民なのかという点については、基準を作成する際には明確にする必要があるように思います。

事務局

個別の施設を見ていくと、市内在住、市内に通勤・通学している方を利用者限定してい

る施設が多いのですが、市外の方が利用する場合は、市内在住の方とは区別する必要があるのではないかと考えています。

会長

せっかく整備した施設なのだから、稼働率を上げていくという視点も必要なのではないか。

また、民間が提供している同種の施設のとの競争原理、例えば市の施設の会議室と、民間のホテルの会議室との比較などの視点も必要なのではないか。

事務局

民間と競合するような施設については、公共として運営していく必要があるのか、という問題があります。民間が提供している同種の施設を、民間よりも安価な使用料で使用できるとした場合、民間の事業者に大きな影響を与えてしまいます。こうしたことを考えると、民間と競合するような分野は、行政として手を引くべきではないかと思えます。

稼働率を上げつつ、市民サービスの一環で、少しでも利用しやすい料金で提供したいという思いもあります。その一方で、その施設を利用する必要がない市民にとっては、その施設の使用料を安くする、あるいは無料にするということは、本来、別のところに使われるはずの税金が使われてしまうということですので、不公平ではないのかという声もあります。また、民間事業者にとっては、民業圧迫ではないかという声もあります。

一例を上げますと、生涯学習講座などの開催について、民間と競合している部分があることから、様々な意見を頂くことがあります。我々としては、手軽にこうした講座を市民に提供したいという思いで実施をしているわけですが、民間事業者への圧迫という側面も考えていかななくてはいけないと感じています。

こうしたことも含めて、使用料を設定する際には考える必要があると思っています。

委員

7ページの施設を市場性、選択性の二つの視点からの分類する考え方、8ページの使用料の算定方法の考え方、これらについて反対はないのではないかと思います。

一方、公共性のある、なしの視点からコミュニティの関係を考えると、地域の団結や地域の文化的活動ということも、地域の活性化という点から大切なことだと思います。こうした部分は公共性があると考えなのか、あるいは個人の趣味として公共性がないと考えるのか、という問題があります。

また、社会福祉協議会が主催している市の大きなイベントなどの際には、各地区社協が一部、金銭の負担をしています。イベントの際の施設使用料として市に支払われることで、その分だけ市民へのサービスの還元に影響が出ているのではないかと、という心配があります。

事務局

公共性については、様々な考えがあり、それぞれの主観が入ってくるのが考えられますが、こうした主観を積み上げることで客観性を持たせるようにできればと考えています。

また、コミュニティ協議会がコミュニティセンターを使用する際ですが、公共による使用ということで、条例の中で無料であることが決められています。施設を設置した際の条例により、公共としてサービスを提供する施設であるから、使用料を徴収しないと決めた施設に

については、基本的には無料という考えを持っています。公費負担率100%ということです。

公民館条例をコミュニティセンター条例に名称変更した際に、使用料について徴収することも検討しましたが、現在はコミュニティセンターで物販はできないことになっていることから、使用料についても徴収していません。

会長

どうして物販を許可しないのですか。

事務局

個別の施設では、物販をする場合は使用料を割増しで徴収する施設もあり、設置条例で決められています。

コミュニティセンターは、公共性が高いという考えのもと、施設使用料は無料とする代わりに物販には使用させないという条例を設定しました。もっとも、有料施設にして物販で使用する際には使用料を徴収する、一方で、地域のコミュニティ協議会の使用については、全額免除するという考えられると思います。

そのあたりについては、10ページの減免制度の項目で対応していきたいと考えています。

地域活動や地域の活性化を、使用料の見直し基準を策定することによって阻害するものにはしたくないということです。

委員

民間企業では、固定費を回収する点から稼働率を気にしています。公共施設においても稼働率の高い施設は、費用が回収でき、結果として使用料を下げることに繋がります。一方、稼働率の低い施設は、費用が回収できず、使用料を上げる必要が出てくると思います。今後、人口減により、公共施設を減少させていく方向にあるなかで、使用料が上がった施設については、稼働率の低下という明確な要因があり、こうした施設が今後廃止される場合でも、市民に対する納得性をもたせることになると思います。

そうしたことを考えると、維持管理費部分のみを使用料に負担させるというのは、少し考える余地があるのではないかと思います。

事務局

稼働率の面からすると、公共施設等総合管理計画を策定し、総延床面積の20%削減という目標を掲げて取り組んでいるわけですが、稼働率が下がってくれば、その施設は不要という判断のひとつになるのではないかと思います。

もちろん、使用料が高いために稼働率が低下した場合は、使用料を見直して稼働率を上げて、市民に有効に施設を使用してもらおう努力をする必要がありますが、そうではなく、その施設の役目が終わり、稼働率が低下している施設に対しては、施設のあり方を見直す対象になってくると思います。

事務的に3年に一回5%ずつ使用料を値上げするのやり方が、良いのかどうかというのが出発点で、まさしく、今回の見直しは、役所内部の意識改革にもつながるのではないかと思います。施設運営にどれだけの経費がかかっているのか、ということ意識し、さらに、その経費を下げっていくという努力をする。そのうえで、これだけの費用については市民

に負担をお願いします、という説明責任を果たしていくということにつながると思います。

会長

民間企業では、コストを考える時に、固定費と変動費があつて、特に固定費をどのようにして下げていくかということが、大きな課題であるわけです。そのためには稼働率を上げていく必要があるということです。

事務局

行政とは、市民から預かった税金を再配分する機関であると思っています。

民間と違う点は、商品を仕入れて、付加価値をつけて、その利潤を株主や事業の再配分に回す、という使命ではないという点です。行政の役割は市民から税金という形で、預かったものを皆さんが納得する形で再配分するという仕組みを作ることだと考えています。そのため、利潤という考えはありませんし、また利潤を目的として活動しているわけでもありません。民間では手を出さない非効率的な部分についても、行政の責任としてサービスを提供していかななくてはいけないということもあります。

一方で、行政改革の視点として、民間企業的な視点も取り入れるべきだとも言われますが、「思い」とか「意識」という点では、そのような視点や考え方も必要だと思いますが、本質的なところ、制度として経営的な手法を取り入れる必要があるかということ、少し違うのではないか、という思いを持っています。

委員

図書館、文化ホールや三島温泉交流施設といった多くの公共施設の休館日が月曜日という現状があります。月曜日だけが仕事が休みという方もいると思いますので、公平性の観点から、施設の休館日をずらすようなことについても考えて欲しいと思います。

事務局

行政サービスとして土曜日、日曜日に開館している施設については、月曜日に休館日を設定するのが慣例化していました。生活パターンの多様化のなかで、不公平感が生まれないように、施設の休館日を設定する際には、そうした視点も持って考えたいと思います。

事務局

使用料の見直し基準については、実際の施設に当てはめられるものなのかどうかというチェックをして、考えをまとめて多くの方が納得できる基準となるよう努力をしたいと思っています。

3 その他

事務局から、今後のスケジュールについて事務連絡がありました。